三重県土地家屋調査士会
職印台紙規則

三重県土地家屋調査士会職印台紙規則を次のように定める。

（目 的）

第１条　三重県土地家屋調査士会（以下「本会」という。）は会館取得及び運営並びに維持管理のための財源に充てるため、特別会費の納入方法として職印台紙（以下「台紙」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

（台紙の添付）

第２条　会員は不動産表示に関する登記の申請及び申出をするときは、１件ごとに付録１の台紙を申請書及び申出書に添付契印し、台紙に記名押印（職印）しなければならない。

２　登録免許税の納付が必要な登記の申請については、台紙に収入印紙等を貼付するものとする。

（台紙の発行と購入義務）

第３条　台紙の発行は本会が行い、頒布は本会で行うものとする。

２　会員が台紙を使用する場合はすべて本会から購入し、会員は複製等をしてはならない。

（台紙の発行価格）

第４条　台紙の発行価格は１枚につき 200 円とし、１冊 50 枚綴りを単位として頒布する。

（台紙購入・使用状況の調査）

第５条　会長は会員の台紙購入・使用状況を適宜の方法により調査し、必要に応じて会員から報告を求めることができるものとする。

１　会長は前項の調査を会員に委任することができる。

（違反会員の措置）

第６条　本会は前条の調査又は報告により、会員が台紙の使用を怠っていることが判明したときは、当該会員に対して台紙の代金を追徴し、さらに追徴に要した諸経費を徴収することができるものとする。

２　前項の追徴金等は台紙の頒布価格の２倍を限度として、追徴に要した諸経費等の額により会長が決するものとする。

３　前項の追徴金等は、数量決定の基礎となる調査が年間に及ばない場合であっても、推定数量で徴収することができるものとする。

（会計処理）

第７条　本会はこの規則による会計を職印台紙特別会計で行うものとし、次の帳簿を備えなければならない。

会計伝票
総勘定元帳
現金出納帳
仕入帳
頒布台帳
たな卸帳

（規則の改廃）

第８条　この規則の改廃は総会決議によるものとする。

（委 任）

第９条　この規則の運用に関し、必要な事項は、理事会決議を経て会長が定める。

附　則

１　この規則は平成 10 年４月１日から施行する。

２　この変更規則は、平成 12 年７月１日から施行する。

附　則

１　第２条及び第３条の取り扱いについては令和３年７月３０日までとする。

２　会員は令和３年８月２日から令和３年１０月２９日までの間に限り会員が在庫として保有する台紙について１枚 200 円で本会に購入を求めることができる。

３　この規則は令和４年５月１日をもって廃止する。

No.

三重県土地家屋調査士会
職印・収入印紙台紙

貼用印紙確認済	

土地家屋調査士

職　印